

石川県公報

令和2年2月28日(金曜日)

号外

(第8号)

目次

規 則			
○建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)	1	○建築士法第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(同)	7
○建築士法第4条第4項第3号に規定する同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築住宅課)	6		

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年石川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の十二」を「第十三条の十三」に改める。

第一条中「。以下「令」という。」を削る。

第三条第一項を次のように改める。

二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免許申請書に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第十八条第一項の規定により同項第一号及び第二号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と別記様式第一号による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号及び第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

- 一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- 二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- 三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類
 - イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
 - ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
 - ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外のものにあつては、法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- 四 別記様式第一号の二による実務の経験を記載した書類(以下この号及び第十八条第一項第二号において「実務経歴書」という。)及び別記様式第一号の三による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類(同号において「実務経歴証明書」という。)

第三条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第一号による免

許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

第六条第一項及び第七条第二項中「ちよう付」を「貼付」に改める。

第八条第四項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十三条の十第三号中「合格者一覧表」を「規定により添えなければならない書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通して情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二章中第十三条の十二の次に次の一条を加える。

（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用）

第十三条の十三 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第三条、第四条、第六条、第七条、第八条第四項、第九条及び第十二条の二の規定の適用については、第三条第一項中「別記様式第一号による」とあるのは「指定登録機関（第十三条の三に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。）が別に定める」と、同項中「知事に提出しなければならない」とあるのは「指定登録機関に提出しなければならない」と、同条第二項中「別記様式第一号による」とあり、第四条第一項中「別記様式第二号による」及び「別記様式第三号による」とあり、第六条第一項中「別記様式第四号による」とあり、並びに第七条第一項中「別記様式第五号による」とあるのは「指定登録機関が別に定める」と、第四条、第六条第一項及び第三項、第七条、第八条第四項、第九条並びに第十二条の二中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第三項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第一項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同項及び同条第二項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第九条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十三条の十第一項の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第十二条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」とする。

第十六条第一項を次のように改める。

二級建築士試験の学科の試験（他の都道府県知事が行つたものを含む。）に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この項において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の二級建築士試験のうち一回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条第一項中「同条第三号」を「同条第二号」に改め、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 実務経歴書及び実務経歴証明書

第二十七条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第十八条第二項の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込書並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」を加え、同条第三項第一号中「（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

一 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

二級木造建築士免許申請書

※県受付欄		※登録番号		第 号	
		※登録年月日		年 月 日	
<p>私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>石川県知事 様</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日 氏名..... (自 署)</p>					
氏 名				生年月日	年 月 日
本 籍				性 別	
現 住 所					
試 験	二級木造建築士試験に合格した年 年				
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>				
1 学歴のみにより申請する場合のみ記入	学校名		学部名・学科名		入学・卒業(修了)年月
					年 月入学 年 月卒業(修了)
					年 月入学 年 月卒業(修了)
2 学歴及び実務により申請する場合のみ記入	学校名		学部名・学科名		入学・卒業(修了)年月
					年 月入学 年 月卒業(修了)
					年 月入学 年 月卒業(修了)
3 実務のみにより申請する場合のみ記入	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計				
	年 月				
4 建築設備士により申請する場合のみ記入	建築設備士登録番号・登録年月日				
	第 号 ・ 年 月 日				
5 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許名称		免許者名		資格認定書の年月日
					年 月 日 年 月 日
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑..... あるときはその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑..... あるときはその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日.....				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間.....				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級・木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。				はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※審 査					

(記入上の注意) 数字は算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第1号の2(第3条、第18条関係)

実務経歴書

実務経歴書

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、二級・木造建築士の試験(免許)を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

.....年.....月.....日

氏名.....

(自署)

石川県知事 様

勤務先等

Table with 3 columns: 勤務先(部課名まで), 所在地(番地まで), 在職期間の合計. Sub-headers: 年月~年月, 年月数.

Table with 4 columns: 在職期間(年月~年月, 年月数), 地位職名, 建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2).

建築実務の詳細

建築実務経験期間の合計

年 月

Table (1) with 4 columns: 対象物件の名称等, 対象物件の所在地, 建築実務経験期間(年月~年月, 年月数), 実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等).

Table (2) with 4 columns: 対象物件の名称等, 対象物件の所在地, 建築実務経験期間(年月~年月, 年月数), 実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等).

Table (3) with 4 columns: 対象物件の名称等, 対象物件の所在地, 建築実務経験期間(年月~年月, 年月数), 実務経験の対象となる業務の内容(用途・構造・規模・担当業務等).

※審査

(記入上の注意) 数字は算用数字を用い、※印欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第1号の3(第3条、第18条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

石川県知事 様

証明者 印
住所・所在地
電話番号
免許申請者との関係

下記の者が申請した二級・木造建築士の受験申込書(免許申請書)に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経歴

建築実務経歴期間の合計 年 月
建築実務の内容

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

別記様式第六号中「二級木造建築士免許証取消し申請書」を「二級木造建築士免許取消し申請書」に改める。

別記様式第九号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験(次項において「二級建築士試験等」という。)に合格した者に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の第十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

石川県告示第58号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表の（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下単に「大学」という。）又は高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「国土交通省告示第749号」という。）の第1に規定する科目（国土交通省告示第749号の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「国土交通省告示第750号」という。）の第1に規定する科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条に規定する防衛大学校（以下単に「防衛大学校」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に掲げる職業能力開発短期大学校（以下単に「職業能力開発短期大学校」という。）、同項第3号に掲げる職業能力開発大学校（以下単に「職業能力開発大学校」という。）又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下単に「職業能力開発総合大学校」という。）	国土交通省告示第749号の第1に規定する科目	0年
	国土交通省告示第749号の第1に規定する科目（国土交通省告示第749号の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目	2年
学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目（国土交通省告示第750号の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、大学（学校教育法第108条第3項に規定する短期大学（以下単に「短期大学」という。）を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、高等学校等にあつては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法第124条に規定する専修学校（以下単に「専修学校」という。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下単に「各種学校」という。）において、

修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表の(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
高等学校等又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校(以下単に「中等学校」という。)	2年	国土交通省告示第749号の第1に規定する科目	0年
		国土交通省告示第749号の第1に規定する科目(国土交通省告示第749号の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目	2年
学校教育法第1条に規定する中学校又は義務教育学校(以下「中学校等」という。)	2年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目(国土交通省告示第750号の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目(国土交通省告示第750号の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に掲げる職業能力開発校、同項第4号に掲げる職業能力開発促進センター、同項第5号に掲げる障害者職業能力開発校又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練において、修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表の(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
高等学校等又は中等学校	3年	国土交通省告示第749号の第1に規定する科目(国土交通省告示第749号の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目	2年
中学校等	3年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目	2年
	2年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目(国土交通省告示第750号の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	国土交通省告示第750号の第1に規定する科目(国土交通省告示第750号の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(平成20年11月28日。以下「平成18年改正法施行日」という。)前に建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者指定(昭和26年石川県告示第741号)の第1号から第4号まで(以下「昭和26年告示第1号等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和26年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和26年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの
- 5 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和26年告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和26年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 6 法第2条第5項に規定する建築設備士
- 7 前各号に掲げる者のほか知事が法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、建築士法第15条第3号に規定する同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成20年石川県告示第619号）は、令和2年2月29日限り、廃止する。

令和2年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表の（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条に規定する防衛大学校（以下単に「防衛大学校」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に掲げる職業能力開発短期大学校（以下単に「職業能力開発短期大学校」という。）、同項第3号に掲げる職業能力開発大学校（以下単に「職業能力開発大学校」という。）又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下単に「職業能力開発総合大学校」という。）	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「国土交通省告示」という。）の第1に規定する科目	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）	国土交通省告示の第1に規定する科目（国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、高等学校等にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法第124条に規定する専修学校（以下単に「専修学校」という。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下単に「各種学校」という。）において、修業年限が同表の（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表の（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
高等学校等又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に規定する中等学校（以下単に「中等学校」という。）	1年	国土交通省告示の第1に規定する科目	0年

学校教育法第1条に規定する中学校又は義務教育学校(以下「中学校等」という。)	2年	国土交通省告示の第1に規定する科目(国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	国土交通省告示の第1に規定する科目(国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に掲げる職業能力開発校、同項第4号に掲げる職業能力開発促進センター、同項第5号に掲げる障害者職業能力開発校又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練において、修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表の(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
高等学校等又は中等学校	1年	国土交通省告示の第1に規定する科目	0年
中学校等	3年	国土交通省告示の第1に規定する科目	0年
	2年	国土交通省告示の第1に規定する科目(国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	国土交通省告示の第1に規定する科目(国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(平成20年11月28日)前に建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者指定(昭和26年石川県告示第741号)の第1号から第4号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者

5 法第2条第5項に規定する建築設備士

6 前各号に掲げる者のほか知事が法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

